

基本条例に盛り込むべき事項の方向性 [整理表]

規定事項	中間報告	最 終 案	方向性についての理由 ・ 見解等
(1)前 文	○規定することが適当	◎条例の根幹をなす事項	・ 基本条例の基本的な姿勢や考え方を示すもの
(2)目 的	○規定することが適当	◎条例の根幹をなす事項	・ 基本条例の制定により目指すところを簡潔、明瞭に示すもの
(3)基本理念	○規定することが適当	◎条例の根幹をなす事項	・ 行政運営の根幹となる基本的な考え方
(4)基本原則	○規定することが適当	◎条例の根幹をなす事項	・ 基本理念に基づいて行われる行政運営の具体的な行動原則
(5)府(政)が果たすべき役割の基本	△規定を検討する必要あり	◎条例の根幹をなす事項	・ 広域自治体であると同時に、府民に対する直接行政を担う2つの側面を踏まえた、府が果たすべき役割 ・ 方向性を3項目に整理 ① 府民の個別の事情や地域の特性、状況に配慮し、府民生活の安心・安全を守る施策や地域行政を行うこと ② 専門的・広域的行政サービスを行うこと ③ 広域的な総合調整機能を発揮すること
(6)公共の領域を共に担う民間活動との関係	○規定することが適当	○条例の性格を生かすものとして規定することが適当	・ 公共的な役割を果たしている民間の活動と行政との関係は、基本的な公共のあり方を示すもの

(7) 知事等の責務	○規定することが適当	○条例の性格を生かすものとして規定することが適当	・抽象的な規定になることは否定できないが、基本条例の意義に深く関わるもの
(8) 基本理念・原則を生かす制度・手続	○規定することが適当	○条例の性格を生かすものとして規定することが適当	・既に個別条例等で規定されている項目も多いため、基本条例全体の性格や特徴を踏まえながら規定項目を検討 ・基本的な事項の原則等を示し個別の制度・手続規定までは盛り込まない
(9) 行政主体相互の関係	○規定することが適当	○条例の性格を生かすものとして規定することが適当	・広域自治体である府の特徴を踏まえ、「(5) 府(政)が果たすべき役割の基本」と内容が重複しないよう規定
(10) 最高規範性(尊重義務)	△規定を検討する必要あり	○条例の性格を生かすものとして規定することが適当	・条例が行政運営において常に基本となる条例であることを明確化し、「目的」条項等の中で規定
(11) 府民の範囲等	△規定を検討する必要あり	▲規定する特段の必要性はない	・規定自体より、個別条例の運用や事務手続の中で、基本条例の理念を生かして府民の範囲を幅広く捉えていくことが大切
(12) 府民の権利と責務	△規定を検討する必要あり	▲規定する必要性は乏しい	・行政が一方向的に規定することは適当でなく、府民との合意形成が前提になれば、実効性がなく具体的な意味を成さない ・既に制定されている個別の法令や他の条例などにおいて、その目的に沿った関係主体の権利や責務を規定済
(13) 二元代表制の下での議会との関係の基本	□規定する事例あり	□今後の十分な検討と調整に期待	・議会での検討や議会との協議、調整を踏まえて検討が必要